

金属くず取扱業に関する条例を廃止する条例をここに公布する。

令和八年三月十九日

徳島県知事
後藤田正純

徳島県条例第十九号

金属くず取扱業に関する条例を廃止する条例

金属くず取扱業に関する条例（昭和三十一年徳島県条例第五十六号）は、廃止する。

附則

- 1 この条例は、盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律（令和七年法律第七十五号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。